

磐田市教育委員会 定例教育委員会

- 1 日 時 平成 26 年 9 月 22 日（月） 午後 5 時 30 分から午後 8 時 00 分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 杉本憲司委員 江間治人委員 田中さゆり委員
飯田正人教育長
- 4 出席職員 教育部長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長
文化財課長 幼稚園保育園課長 スポーツ振興室長
- 5 傍 聴 人 0 人

教育委員会が決定したもの（議決事項）

1 磐田市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

<幼稚園保育園課長>

磐田市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてです。今回の改正につきましては、本規則の中の別表 1、2 がございますが、そちらの中に引用しております法律名が平成 26 年 10 月 1 日から変更になることに伴い改正する内容になっております。改正します法律名は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」というものを「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める内容のものでございます。法律名の改正のみでございますので、特に大きな影響はございません。なお、磐田市内に中国残留邦人等に関係している幼稚園に入園している児童はおりません。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

審議の結果、本議案は承認された。

2 磐田市スポーツ推進審議会委員の委嘱等について

<スポーツ振興室長>

磐田市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてご説明いたします。前回、定例教育委員会で委員の委嘱についてお願いを申し上げましたが、委員の追加及び変更について審議をお願いするものです。委員名簿の備考欄に追加と記載しております 2 名と選出者が変わられた 1 名の計 3 名について委嘱をお願いするものです。追加の委員候補のうち、岡村さんにつきましては、長くスポーツ推進委員をされているだけでなく、現在は障がい者の生活をサポートする N P O 法人に勤めておりまして、日本障がい者スポーツ協会が認定する障

がい者スポーツ指導員の資格を取得されるなど、積極的に活動されている方です。専門的な知識と意見を期待して委員をお願いするものです。次に、太田さんです。太田さんは市内で子供達を対象としたチアリーディングの講座をされておりまして、100名を超える子供達の指導者として、活躍をされております。学生時代にチアリーディングにふれ、社会人になった後も、社会人のアメリカンフットボールのチアリーダーを経験をされているということです。指導者としての目線だけでなく、多くの保護者との関わりもあることから、保護者に関心を持っていただくということの重要性など、多くの意見を期待しています。最後の1名、備考欄に変更と記載してあります高橋さんでございますが、当初、障がい者支援団体からは、磐田市手をつなぐ育成会から選出をしておりましたが、急遽ご都合により辞退をされましたことから、市福祉課とも協議のうえ、磐田市身体障害者福祉会から選出をしていただくことになりました。

< 質疑・意見 >

Q 最初の審議会はいつごろを予定されているのですか。

A 10月7日に第1回目を開催する予定でございます。

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は原案どおり承認された。

3 平成26年9月29日付け県費負担教職員の人事異動の内申について

< 学校教育課長 >

教育委員長

議案第53号、平成26年9月29日付け県費負担教職員人事異動の内申について、この第53号は県職員の人事に関する議案ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、本議案に係る審査は非公開で行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育委員長

それでは、本議案に係る審議を非公開といたします。

教育委員長

ただいまから、会議を公開に戻し議事を進行します。なお、非公開で審議した「平成26年9月29日付け県費負担教職員人事異動の内申について」は原案のとおり承認しましたので、報告いたします。

各課から報告したもの(報告事項)

1 スポーツ振興室(スポーツ振興室長)

・ジュビロ磐田ホームゲーム中学生応援事業について

ジュビロ磐田J1復帰応援事業の一環で、小中学生はシーズン中6試合無料で観戦でき

るチケットを配布しておりますが、この制度を活用し、ヤマハスタジアムから距離的に遠い中学生に対し、事前の申し込みを募ったうえで、送迎バスを手配するという事業でございます。スタジアムへ足を運ぶきっかけづくりとして実施しております。第1回目は、5月31日に実施しております、磐田第一中学校、福田中学校、豊田中学校、豊岡中学校の4校を対象に実施し、74名の中学生に参加をしていただきました。集合から解散まで事故やトラブルなく終えることができました。第2回目として今回、向陽中学校、南部中学校、竜洋中学校、豊田南中学校を対象に10月11日15時からのFC岐阜戦で実施をさせていただこうと考えており、現在申し込みを募っている状況でございます。

< 質疑・意見 >

なし

2 教育総務課（教育総務課長）

それでは、月例報告です。重点事項として、実施済事業としては、市P連研修会を報告いたします。9月6日(土)竜洋公民館におきまして、磐田市PTA研修会を開催いたしました。大変暑い日となりましたが、磐田東中学校を含む市内小中学校34校のPTA会員から、各校4人以上、全体で150人が参加しました。全体会に続いて、実践発表を福田中、磐田第一中、田原小、豊田北部小、磐田南小、の5校が行いました。各学校での特色あるPTA活動の報告を受け、全学校の活動に活かされればと思いました。その際に、スマートフォンの関係について、PTA会長から概ね11月頃には表に出していけたらというお話もいただいておりますので、今、健全育成と市子連とPTAが一緒になって協議をしているところですので、ご報告させていただきます。

続きまして、予定事業の報告です。第2回統合準備委員会全体会についてです。豊岡北小学校と豊岡東小学校の統合準備委員会になります。9月30日(火)午後7時から、豊岡東公民館において第2回となる統合準備委員会を開催します。第1回の開催後、5部会にてそれぞれ協議してきた内容をここで報告をいただき、東小・北小両関係者の情報の共有を図り、地域、保護者及び学校が一体となって、来年4月の統合に向けて準備を進めていく状況を皆さんに確認していただくという内容になっております。

< 質疑・意見 >

なし

3 学校給食管理室（学校給食管理室長）

学校給食管理室の実施済主要事業として、栄養士が在籍していない単独調理場でのアレルギー除去食提供開始について報告させていただきます。まず、アレルギー対応の現状についてですが、本市では、平成20年の11月から、大原学校給食センターにおいて食物アレルギー除去食の提供を開始し、現在33人の園児及び児童生徒に対し実施しています。また、平成24年の9月からは、栄養士が在籍する7校の単独調理場を対象に鶏卵の汁物の除去を開始し、翌25年の9月からは、汁物に加え鶏卵の煮物の除去を始めるなど拡大をしており、現在は6校で10人に対し実施しています。

なお、この9月からは、栄養士が在籍していない8校の単独調理場のうち、長野小・竜洋北小・竜洋東小の3校において、各1人ずつの計3人に対し、新たに鶏卵の汁物の除去

を始めました。実施に当たっては、今年度新たに採用した嘱託の栄養士が、保護者との面談や調理員への指導・確認等を行っており、現在、問題なく順調に進めることができます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

<質疑・意見>

Q アレルギーを持つ子供に学校給食を出すときの教室の中の配膳は、どのように行っているのでしょうか。

A アレルギー除去食を出すときには、まず入れ物が違います。名前が書いてありますので、それを配膳の係の人が持っていくときには、学校の担任の先生も確認をしまして、その子に必ず行くように注意をします。いままでは、アレルギーの卵の除去は、栄養士さんがいないところはやっていなかったのですが、そうすると違うものを食べていたり、それを食べなかったりしていたのですが、今度は入れ物がわかるように別にはなっていますけれども、同じものが当日食べられるということで、非常に喜んでいただいております。

Q 配膳する人も注意しなければならないですね。

A 入れ物を分けて、さらに名前を書いて対応しております。

4 学校教育課（学校教育課長）

重点事項といたしまして、学力向上委員会が9月30日に開催予定でございます。本年度第2回目になる訳ですが、今回の調査結果を受けて、昨年度からの取り組み等を振り返りつつ、来年度どのような取り組みをしていくのか、という点について議論をしていきたいと考えております。また、電子黒板授業づくり研修会、磐田市英語授業づくり研修会を予定しております。

<質疑・意見>

学力向上委員会は、昨年もよく皆さんで話し合いをして、取り組んでいただいたと思っております。そういう取り組みが全国学力・学習状況調査の成績にも表れてきているのではないかと思います。

Q 小学校国語Aは、全国平均を下回ったということですね。

A 全国平均とほとんど同じではあります。正答数でいくと、本市も県も国も全部 10.9 になります。ただ、パーセントにすると差が出てきます。全国平均を 0.4% 下回ったということになります。

国語Aのどこが弱いかというと、漢字の読み書きや慣用句です。今後、学力向上委員会でその点について話し合いをして、どういう形で子供たちに、やはり生きて働かないと意味がありませんので、そのあたりも含めて、方策を取っていきたいと思っております。

自作テストも実施されているようで、直接は磐田北小学校の話なのですが、若い先生も自作テストを作って、それで学年で持ち寄って、ベテランの先生から指導があったりして、先生方にとっても意欲をもって取り組んでいるということも聞いておりますので、よかったなと思っております。

自作テストなどの取り組みを積み重ねて、教員は力を付けていければと思っております。中学校の方は、成績は良かったですね。

中学校については全て全国平均、県平均以上ということで成果が出ていると思っております。

中学校は、少し下がってきていたのが、今回は上向いてきている傾向にあります。

5 中央図書館（中央図書館長）

・豊田図書館の臨時休館について（天井耐震改修工事）

豊田図書館は、天井耐震改修工事のために、10月14日（火）から来年の1月30日（金）まで臨時休館日といたします。今後、入札をして業者が決定次第、工事計画を詰めますが、工事箇所は1階のエントランス、開架室、展示室、2階の各部屋の天井部分となります。この期間中に蔵書点検を実施し、資料の返却、予約資料の貸出及び新聞や雑誌の閲覧業務を工事の進捗状況を見ながら、展示室等で行っていく予定でございます。詳細につきましては、図書館のホームページや図書館だよりで随時お知らせしていきます。

・月例報告

月例報告についてです。実施済事業の中で、今年度の新たな取り組みとしまして、万葉デジタルウォーキングと法律セミナーを実施いたしました。万葉デジタルウォーキングでは、市内で万葉集について研究している磐田万葉学習サークルにご協力いただいた磐田万葉歌碑めぐりを紹介しまして、市内にあります4つの万葉歌碑や万葉集の歌についての解説を講師の先生から詳しくしていただきました。出席者は33名でしたが、講座終了後のアンケートへのご協力をいただきまして、今後の図書館の電子書籍化事業の参考とさせていただきますと考えております。法律セミナーにつきましては、20日（土）に開催いたしました。出席者は34名でした。これは今年度、中央図書館では、これまで改正部分は加除式で行ってききましたが、新たに第一法規のデータベースを導入しまして、利用者開放のインターネット端末での閲覧検索が可能となったことから、市民の皆様には法律をより身近に感じてほしい、疑問に思ったことは自分でも調べることができるということを知ってもらうために開催いたしました。弁護士の先生から交通事故にあったら、どういう対応をしたらよいか、具体的なお話を頂いた後に、データベースの検索方法についての紹介を第一法規の担当者からして頂きました。13時30分から16時過ぎまでの長時間で行いしましたが、受講者の皆さんは熱心にメモをとりながら、聴講されまして、セミナーの終了後、実際に開放端末で検索体験をされた方もありました。今後も継続的に身近なテーマでのセミナーを開催し、課題解決のための図書館の活用に繋げていきたいと考えております。

最後に、予定事業ですが、昨年度に引き続きまして、磐田市内の4つの県立高校が教育内容の理解を深めるとともに、図書館と県立高校との協働による生涯学習機会の提供として、地域社会の活性化及び生活向上に供することを目的として、磐田ハイスクール講座を実施いたします。各高校が特色を活かして生活や学習に役立つ講座を開催する予定です。現在、中央図書館でも周知に努め、受講者を募集しているところです。

<質疑・意見>

なし

6 文化財課（文化財課長）

実施済事業では、遠江国分寺跡発掘調査関係についてですが、遠江国分寺跡発掘調査の成果について、去る9月16日にマスコミ報道を行い、併せて9月21日、市民等を対象とした現地説明会を実施しました。130人余の参観者がありました。今回の調査結果で、特

に僧房跡、僧侶が修業したとされる建物については、版築(はんちく)といいまして、土を叩き締めて作った建物の土台が確認され、僧房の建物全体の規模が確認されました。また、瓦や土の分析結果から、金堂が先に建てられ、その後に塔が建てられたことも判明したとのことです。本発掘調査は、本年度で終了する予定です。

次に、予定事業についてですが、福田町史編さん専門委員会について、補足説明します。9月27日、専門委員会を開催し、次年度刊行予定の通史編原稿などの執筆状況を確認し、本年度の進捗管理と、次年度対応への準備を行うもので、近世、近現代、自然分野などの専門委員5名に依頼します。以上、月例報告とします。

・遠江国分寺跡整備委員会について

最後に、もう一つ報告事項として遠江国分寺跡整備委員会について報告します。去る9月3日、委員全員の出席を得て、整備委員会が開催されました。

内容は、主に、平成26年度事業予定について、遠江国分寺跡整備基本計画(素案)についてです。平成26年度事業予定については、既に着手されておりますが、指定地内での3か所の発掘調査で、9月末完了予定の実施状況について説明しました。過日、新聞やテレビ報道もされましたが、今回の調査では、先に説明したとおり、新たな発見があり、遠江国分寺に関する貴重な資料となりました。

遠江国分寺跡整備基本計画(素案)についてですが、本計画は今後、遠江国分寺を何らかの形で整備を進めていくために、あるいは、国の補助金を活用していくための根拠としていくもので、市としての合意形成を基本に、市の整備委員会の指導の下に、県・国(文化庁)の承諾を得ながら策定していくものです。過日、その素案を整備委員会に提案し、ご意見をいただいている状況にあります。既に、委員からは、「項目の記載順序が好ましくない」であるとか、「図面や写真の追加が必要」などの意見が出されている状況にあり、今後、委員の意見を踏まえた修正を行うとした回答をしております。

整備基本計画素案の構成を記載しておりますが、第1章から7章までは、職員の手により直営でまとめたいと考えております。なお、8章の完成予想図や9章の事業計画、これは諸施設の概算事業費を積算する計画でこの2つについては、委託事業によりまとめたいと考えております。

<質疑・意見>

なし

教育委員会で協議したもの(協議事項)

いじめ防止等のための基本的な方針について

<学校教育課長>

いじめ防止対策推進法を踏まえた市の取り組みスケジュールについてです。市民活動推進課、こども部等の市長部局とも連携をしながら、いじめ防止対策推進法の取り組みについて、今後、磐田市として、磐田市教育委員会として進めていくということになっております。本日、協議していただきますのは、磐田市いじめ防止等のための基本的な方針についてご説明をさせていただいた後、御協議いただくという流れになりますので、よろしく

お願いしたいと思います。

25年6月に法律が成立しまして、10月に国の方で基本的な方針が出されました。それに基づいて、磐田市としても「磐田市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定していくということになります。

主な内容といたしましては、いじめ防止についての基本的な考え方、組織、重大事態への対処等具体的な内容や運用について、まとめたものがこの方針になります。目次を見ていただきますと、大きく2つ、第1基本的な考え方、第2いじめ防止等のための対策です。第1は、定義、理解、考え方、そして第2には、対策ですので、磐田市そして教育委員会が実施すること、学校がすべきこと、そして重大事態への対処、そのような構成になっております。

いじめの防止等の基本的な考え方ということで、「1 いじめの定義」が載っております。そこには、いじめの定義について4行に渡って書かれている訳ですが、そこには、等という言葉が4つあります。「当該児童等」、この等は生徒を表します。「学校に在籍している等」、この等は意味がありまして、いじめ防止対策推進法については、学校だけではなくて、スポーツ少年団、それから塾、子ども会等も視野に入れた法律になっておりますので、その等についてはそういう意味があるということで、ご理解いただければと思います。残りの等は生徒のことになります。そのようにいじめの定義が4行に渡って記載されています。そして、その下には具体例が示されています。

次に、「2 いじめの理解」でございますが、これは、いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるということ、それから、これは様々な調査からも言われておりますが、多くの子供が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側を経験している。そして、いじめる側、いじめられる側という2つの関係だけでなく、観衆、傍観者として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子供たちがいるということ、そういったことを理解してほしいという内容が記されています。

次に2ページでございます。基本的な考え方ということです。これについては、いじめは、どのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。どこでも起こり得ることを踏まえて、すべての子供たちに対応していくこと、それから、いじめを未然に防止することが最も重要である。そして、最後に学校だけでなく、家庭や社会が総がかりでいじめ未然防止に取り組むという内容が記されています。その基本的な考え方の中で、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、そして学校、家庭、地域の連携・協力だけでなく様々な専門的な関係機関との連携の必要性が示されています。いじめの未然防止のところでは、子供一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）、きまりを守ろうとする意識（規範意識）、互いを尊重する感覚（人権感覚）、これらをしっかりと育てていく必要があるというのがいじめの未然防止の一番の核になるところであります。

このような基本的な考え方に立って、具体的な対応ということになります。まず、磐田市、磐田市教育委員会がいじめの防止等のための対策として、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。また、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、早期対応、組織等必要な指導を学校に行うという対応が最初に書かれております。磐田市・磐田市教育委

員会は、基本的な方針を策定します。策定した方針は、適宜見直しを行います。また、学校においては、この基本方針について、策定状況を確認することが記されています。

次に、組織の設置として、「磐田市青少年問題協議会」、これは市民活動推進課が所管をしている訳ですが、この協議会においていじめ問題を協議します。これは条例改正等も行って、この協議会においていじめ問題も協議していただくような働きかけをしているところです。次にいじめ防止等のための対策についてです。いじめの未然防止のために教職員の資質向上、外部人材の確保、調査研究や啓発活動等、また、教職員が子供たちに向き合うことが大切であるということで、運営改善の支援を行います。それから、いじめの早期発見、早期対応としては、そのための体制整備、SOSメールの設置や相談等の対応、また、ネットパトロールや研修等を進めていくことでもあります。また、いじめの報告を受けたときの措置であります。学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じて学校に支援、指示、調査を行います。また、出席停止制度の適切な活用、いじめた子供の保護者に対して出席停止を命ずるなど、いじめられた子供を守っていくということについて記載されています。また、関係機関との連携では、協議会や警察、児童相談所との連携を強化するということになります。

次に、学校が実施すべきこととなります。学校は磐田市や磐田市教育委員会と連携の上、いじめ防止のための対策を推進するということとなります。その1つとして、基本方針の策定です。同じように学校いじめ防止基本方針を学校は作成することが義務づけられていますので、策定を進めます。実質、8月までに国の基本方針を基に、各学校は策定を終わっています。策定にあたっては、学校運営協議会や学校協議会の委員、PTAの方々の意見を頂きながら、HPで策定したものは公表していくということになります。当然、市と同じように適宜方針については見直しを図っていきます。組織の設置ですが、これも義務になっていますので、学校は防止のための組織を設置します。構成員は学校の職員で構成されておりますが、必要に応じては外部の専門家に協力を求めるということもあります。

次に、いじめ等の防止に関することですが、年度初めにいじめ防止に関するスケジュール、例えば、心のアンケートであるとか、また、先程説明した防止のための組織の会合の時期であるとか、また、方針等を点検する時期であるとか、そういうスケジュールを作成し、それを公表します。そして、年度の終わりには、もう一度見直しをするということで、対応を図っていくということになります。学校のいじめ未然防止については、本年度7月に磐田市教育委員会が行ったいじめ撲滅サミットを開催しましたので、そういう流れの中で、子供が自ら自分たちの生活を見直して、いじめを撲滅していこうという機運を高めていく自浄作用を付けていけるよう学校はそういう機会を設けていくということになります。

次に、道徳教育の推進、保護者や地域への啓発、そして教職員の資質向上に努めていくということになります。次に、いじめの早期発見、早期対応についてです。子供の実態把握、相談体制の整備に努めます。次に、いじめに対する措置についてです。まず、学校がいじめの相談を受けた場合、また、いじめの疑いがある場合は、早期に事実確認を行います。そして、確認されたら、磐田市教育委員会に報告をします。いじめが確認された場合

は、いじめを止めさせ、再発防止のために組織的に対応します。また、当然、学校だけでなく、スクールカウンセラーや福祉の専門職の協力を得て、いじめられた子供やその保護者に対して支援をします。また、いじめた子供とその保護者に対する指導と助言を継続的に行います。必要に応じて、いじめられた子供の安全を守るためにいじめた子供を離すというような措置も必要な場合があります。また、当然、保護者間での争いにならないように、情報を共有するなど必要な措置を取っていきます。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合においては、当然、警察に相談をして連携して対応します。そのようにいじめに対応する措置を取ります。また、校長及び教員による懲戒を行う場合もあります。また、関係機関と日常的に連携を図っていきます。次に、9ページです。重大事態への対処です。重大事態が発生した場合、学校及び磐田市教育委員会は、速やかに事実調査を行い対応します。重大事態のケースとは、どういうものかということ、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときということで、いじめが原因と疑われて学校を休むという場合についても、重大事態であると押さえております。また、子供や保護者から重大事態に至ったという申し出があったとき、この場合を重大事態なケースとして考えています。その対応についてですが、発生した場合ですが、学校は磐田市教育委員会に報告します。報告を受けた磐田市教育委員会は、市長に報告します。学校は事態に係る調査を行います。組織を設けます。組織は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理と福祉の専門家等を加え、公平性、中立性を確保することに努めます。このような形で学校は調査を進める訳ですが、教育委員会も必要な指導、支援を行います。ただ、十分な結果が得られなかった場合には、今度は、教育委員会が主体となって、いじめ調査委員会を設置し、調査を実施します。調査委員会では、同じように弁護士や精神科医、学識経験者、専門家、警察官経験者等の専門的な知識及び経験を有する者を委嘱します。そして、結果の提供等を行います。いじめに関わった子供やその保護者に対して情報を提供します。

調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置ですが、報告を受けた市長がこれでは十分ではないと、もう一度調査が必要であると認めた場合は、附属機関を設けて調査を行うことができます。再調査ということになります。再調査の結果を踏まえた措置ということで、市長はその再調査を行った場合、その結果を議会に報告します。また、市長並びに教育委員会は、その結果を踏まえて必要な措置をとります。この再調査に対する附属機関については、法令に基づいてという文言が法律に書かれております。次に、報道への対応と協力です。当然、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階で、決めつけたり誤解を与えたりすることのないように留意しながら、あわせて自殺がもし起こった場合は、連鎖という可能性がありますので、その点については十分留意する必要があると記載しております。

< 質疑・意見 >

Q まだ、これは案ということなのですが、しっかりこの方針というものが決まったら、現在、小中学校に通わせている保護者に対しては、磐田市はこういう考え方でいきますということは、事細かに説明はあるのでしょうか。

A 当然、方針ですので、周知する必要はあると思っています。ホームページを含めて、何らかの形で周知をしていく必要があると思います。説明しましたとおり、まず、学校の方針がありますので、2つの方針を伝えていくということになると思います。

是非、PTA総会であるとか、そういう大勢の中で、校長先生が説明されるなど、できれば、例えば、学年集会であるとか、そういったくくりの中で、これはすごい大切なことなので、校長先生の方からお話くださった方が保護者の方には入っていくのかなと思います。

学校は、学校ごとにいじめ防止の基本方針を作っております。基本方針は市と市教育委員会となっているのですが、静岡県が県と県教育委員会の連名で作っているものから、本市でもそのようにしていきたいと考えます。一番、市の方でアピールしたいところを保護者に伝えていくということは可能だとは思いますが、事細かに行っていくのは難しいのかと思います。力を入れていくところは、重大案件があったときは、市も乗り出していくことになり、学校だけではなく、教育委員会だけでもないのだという安心感はあると思います。校長先生が市の関わり合いとしては、市の基本方針に載っているように関わってきているという言い方で行っていく必要があると思います。

私も子供たちが義務教育の時に経験があるのですけれども、親も真剣にこのことを学校で研修しているという姿勢を見せるということが、すごく子供たちにとって、いじめ防止の啓発になると思います。しっかりとお父さんもお母さんもこういうことで、学校で勉強するのだということを見せるという姿勢は効果があると思います。

そうすると、各1軒1軒に行くように学校を通じて、こういったものを冊子として配る。そして、お父さんやお母さんが冊子を見ているのを子供が見れば、効果があるということですね。

例えば、資料を分けるだけだとゴミ箱に行ってしまうと思いますので、本当に学年主任の先生や教頭先生、校長先生が声に出して保護者に対してこうですよということを国、県、市、学校は考えているということで、真剣さを見せるということが、大切だと思います。夜、保護者を集めいじめ対策について説明会を開くということで集め、子供たちもそれを知ることが得てして大切であったりする。親も真剣に考えるという姿勢を見せるというのも重要ではないかと思います。

スクールカウンセラーの方とお話をする機会があったのですが、きれいな文書で表せないようなひどい話が実際にはありまして、カウンセラーをしたときに生徒に対し、あなたも将来学校を卒業したら結婚もするだろうし、子供もできるでしょう、という話をする、「そうだね。そういうこともあるかもしれない」と、本人にこういうことをしてはいけないと気付かせるのがすごく大変だとおっしゃっているのですけれども、本当に気を使っていらっしゃる。他の子に影響しないようにすることで精一杯ですとおっしゃっていました。家庭で親がしっかりしていれば、そういうことはないと思うのですが、結局、野放しになっていたり、無関心であったり、ほうっておいたりすることは、子供に大きく影響します。

次の世代に期待するような対応というか、学校側が身を粉にして、愛情を注いで、学

校は私のことを考えてくれたのだとか、担任の先生は自分のことを考えていてくれたのだとか、そういう思い出を中学校の間に作ってあげないと、大人になって子供ができたときに、担任は考えてくれる人だとわからないのですよね。一世代先になるかも知れないけれども、そういうように将来思えるように一生懸命やるしかない、子供自身に、先生は自分が悪いことをしたときに怒ってくれたなと愛情が伝わるように怒らないといけないと思います。そのあたりは研究していかないといけないと思いますし、努力をして精力的にやるしかないです。

Q 学校は方針を8月中に策定は終わっているのですね。

A はい。策定は終わっています。

Q 重大事案が出てきたときは、市教委が対応することや、市が出てくるなどは今回の基本方針には載せられているのですね。

A 方針は適宜見直しをしていくということで、今、すべて担当指導主事がチェックしております、その方針をしっかりとしたものにするために、校長の責任の下に作る訳ですが、学校に指導・助言はしていきたいと思っております。

Q ホームページが何かに載るようになりますか。

A そうですね。自分たちはこうしていくということをしっかり伝えていくということが今後責任を果たす上で大切であると思っております。こういった方針を出すことによって、しっかりと自分たちの責任をしっかり意識するということは大事なことだと思います。

先程、教職員が子供と向き合う時間が大切であるとおっしゃったのですけれども、先生方はすごく多忙化していて、子供と向き合う時間が少ない中、小学校などは、学級担任制なので、色々な先生が目がなかなか行かなかつたりすると、担任の先生が気付かれなかつたりするものですから、是非、学年を一つとして色々な先生が目が子供たちに行くように担任の先生が気付かないところも、ちょっと、あの子様がおかしいじゃないのというような先生方同士のコミュニケーションはとても大切だなと思っておりますので、そのところは、強調してやっていただければと思います。聞いた話では、ある学校の担任の先生が独断で変なアンケートを取ってしまった、その結果、クラスが荒れてしまったということがありました。こういうアンケートを取るということも事前に例えば隣の先生であったり、主任の先生にご相談されていたり、そういうこともなかったのかなと思うのですけれども、一生懸命な先生だけに、思い込みだけで走ったりするものですから、小学校の場合には色々な先生が目が見えるような体制を取っていただければと思います。

方針というこのペーパーを作ることに關しては、このような内容でいいと思いますが、いじめの根底にあるものについて、議論をしなければならぬのかなという感じはします。ここにも書いてありますけれども、いじめていた子がいじめられたり、いじめられた子がいじめたりということで非常に短絡的な考え方の中で、そういった子供たちの行動心理をもう少し知りたいなという感じがします。それから、いじめ対策に対して、数値で表せられるようなものを磐田市や学校がやっているアンケートなどを取っていらっしゃるものや、いじめたか、いじめられたかをヒアリングすることもできるかもしれませんが、

成果が目に見えるようなものができるかと思いました。やろうというのはわかりますが、その成果がどうなっているのか、検証できるのかと思いました。数値で表すのは難しいのかと思いました。

中学生に聞いてみたのですが、今、みんなスマホを持っていて、ラインの中はどうかと聞いたら、口では言えないことがどんどん来る、他愛もない悪口になってしまうのですけれども、男女問わず来たりして、別に相手をしなければいいのですけれども、例えば自分のクラスの一人の女子を槍玉に挙げようと思ったら、男子に悪口をわざと言ったり、本当に陰湿なことに発展して、心の弱い子供は、そんな陰湿なやり方をしていると、学校に登校できなくなってしまうのではないかと思います。イライラをスマホなどで言っている現状を親がわからない。私は学校支援本部があったときに、悩んでいる親が学校に相談に来ると子供は嫌がるものですから、学校とは別の施設で相談会をするという取り組みをしていたことがあります。例えば、公民館でそれは子供から見えないところで、相談に来ているものですから、案外拾えるという事例もあります。

相談の方法について、色々研究しなければならないと思います。